

---

---

令和7年大和町議会12月随時会議会議録

---

---

令和7年12月19日（金曜日）

---

---

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

---

出席議員（14名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	15番	児玉金兵衛君
7番	佐々木久夫君	16番	今野善行君

---

欠席議員（2名）

8番	犬飼克子君	14番	大須賀啓君
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友 徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部 晃君
教 育 長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星 正己君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	都市建設課長	江本篤夫君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	上下水道課長	亀谷 裕君
財 政 課 長	佐々木克敏君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
税 務 課 長	青木 朋君	教育総務課長	菊地康弘君
町民生活課長	吉川裕幸君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小野政則君	税 務 課 徴収対策室長	阿部友紀君
福 祉 課 長	早坂 基君	公民館長	村田晶子君

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次 長	相澤敏晴
主 事	佐藤みなみ		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時59分 開 会

議 長 (今野善行君)

皆さん、おはようございます。

12月、押し迫っている中、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから令和7年大和町議会12月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番渡辺良雄君及び12番槻田雅之君を指名します。

---

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間のみをしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみ決定しました。

---

日程第3「報告第21号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議 長 (今野善行君)

日程第3、議案第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第21号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により、議会に報告をいたすものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

1の専決処分事項につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につきまして、1件50万円以下の範囲内におきまして、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

2の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3の事故の概要につきましては、令和7年10月16日午後7時40分頃、相手方が自家用車で町道今泉鳥屋線を富谷市大童方面から大和町鶴巣大平方面へ走行中、町道舗装路面に生じていた陥没箇所気づかず走行し、その衝撃により左前輪ホイールを破損したものでございます。

事故の概要といたしましては、先ほど申しましたとおり10月16日木曜日、午後7時40分頃でございます。ご本人からの申出によりますと、制限速度の時速50キロで走行中、町道の陥没に気づかず破損したという内容でございます。陥没箇所の大きさにつきましては、幅約50センチ、深さ6センチから7センチの陥没という申出でございます。陥没箇所につきましては同日、午後8時45分に担当課職員で修繕を完了いたしております。

4の損害賠償額につきましては、4万2,966円でございます。

和解の内容につきましては、本件に係る物損事故の過失割合を大和町7割で、大和町は相手方に対し4万2,966円の支払義務があることを認め支払うこととし、町、相手方の両当事者は本件について、今後、裁判上・裁判外を問わず異議申立て、請求を行わないこととし和解することし、令和7年12月9日に専決したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、報告第95号の報告を終了いたします。

---

---

日程第4「議案第95号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第4、議案第95号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第95号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

別冊の議案説明資料を用意しておりますので、説明資料1ページをご覧ください。

この条例改正につきましては、令和7年人事院勧告に基づくもので、さきの臨時国会におきまして、国の給与法改正が12月16日に可決されたことによるものでございます。

本年の人事院勧告は8月7日になされ、現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換を図るため給与制度のアップデートを行い、多様な人材が集まり一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へつながるようにとのことでございます。

主な内容は、月例給の改定含め、この4項目でございます。そのうち、本町条例が関係するものを記載いたしております。

月例給、賞与、通勤手当の改定につきましては、本年4月に遡及して適用となり、4の諸手当につきましては、令和8年4月施行となるものでございます。

次に、2の関係条例の改定につきましては、1から3につきましては、今回の条例改正により、4につきましては、人事院勧告でその詳細を確認する必要もあり、令和8年3月定例会議におきまして提案させていただきます。

資料2ページをお願いします。

職員の給与に関する条例の一部改正では、先ほど申し上げました3点の改定となります。

改定の内容 1 点目が、昨年に引き続き月例給の改定であり、大卒初任給で 1 万 2,000 円、高校卒で 1 万 2,300 円を引き上げ、これを踏まえ、若年層、30 歳代後半までに重点を置き、全ての号俸を対象に引上げ改定を行うものでございます。

2 点目が、賞与につきましても民間の支給状況等を踏まえ、現行 4.6 月分から 4.65 月分に引き上げ、期末手当、勤勉手当に 0.025 月ずつを配分するものでございます。

3 点目の通勤手当についてであります。こちらでも民間の支給状況等を踏まえ、通勤に自家用車等を使用しております職員の通勤手当を 200 円から 7,100 円までの幅で引き上げるものでございます。

議案書 3 ページにお戻りください。

今回の改正では、改定の適用時期の関係から、2 段階の改正となるものでございます。

第 1 条は、本年中の適用の部分の改定で、新旧対照表の順に説明をさせていただきます。

第 14 条第 2 項につきましては、議案書記載のとおり、距離別の支給額の改定を行うものであります。

第 22 条は、期末手当の改正で、第 2 項、改正前 6 月、12 月とも、それぞれ 100 分の 125 としておりましたが、改正後では既に支給済みの 6 月の率を 100 分の 125 とし、12 月分を 100 分の 127.5 とすることにより、100 分の 5 を引き上げ、年間 100 分の 252.5 といたすものでございます。

第 2 項では、定年前再任用短時間勤務職員の規定でありまして、一般職と同様に 12 月支給期に 100 分の 2.5 引上げとする改正でございます。

続きまして、第 23 条は勤勉手当の改正でございます。

4 ページにもまたがりますが、第 2 項第 1 号は、期末手当と同様に 12 月支給期に 100 分の 2.5 引上げとする改正で、第 2 号は、定年前再任用短時間勤務職員も同様に改正するもので、引上げは 100 分の 2.5 とするものでございます。

次に、別表第 1、給料表の全部を改正するものでございます。

給料表の改正では、大卒程度に係ります初任給、1 級 25 号俸を 1 万 2,000 円、高校卒におきましては、1 級 5 号俸を 1 万 2,300 円引上げとなり、旧号俸につきましては、4 ページから 8 ページとなりますが、新旧対照表は先ほどの説明資料の 4 ページ以降に用意しておりますのでご覧願います。下線を引いておりませんが、全ての旧号俸の月額が改正となるものでございます。

続きまして、8 ページ中段は第 2 条の改正で、こちらは令和 8 年度からの適用の改

正となります。

第22条期末手当、第23条勤勉手当の改正は、第1条で改正したそれぞれの手当を、再度の改正をいたすものでございます。

第22条第2項は、6月を100分の125、12月分を100分の127.5、合わせて100分の252.5としたものを6月、12月とも等分にし、100分の126.25とするもので、第3項定年前再任用短時間勤務職員も同様に6月、12月とも等分にし、100分の71.25に改正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第23条第2項第1項では、通勤手当の支給総額の算出に当たっての率を6月を100分の105、12月分を100分の107.5、合わせて100分の212.5としたものを、期末手当と同様に6月、12月とも等分にし、100分の106.25とするもので、第2項定年前再任用短時間勤務職員も同様に6月、12月とも等分にし、100分の51.25に改正するものでございます。

附則でございます。

第1条第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行とするものでございます。第2項は、第1条の改正規定につきましては、令和7年4月1日に遡及して適用とするものでございます。

第2条は、第1条の改正規定は改正後の条例規定の内払いとみなすものであります。説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第95号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第96号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費  
に関する条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第5、議案第96号 大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、10ページをお願いいたします。

国の特別職におきましても、国家公務員の一般職と同様に、期末手当の改定が行わ  
れましたので、本町の特別職におきましても町一般職と同様の改定を行うものでござ  
います。

議案第96号は、大和町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例でございます。

説明資料の2ページ下段をお願いいたします。

期末手当の改定につきましては、一般職と同様に、本年度の6月につきましては支  
給済みのため改定は行わず、12月に0.05月分引き上げ、令和8年度以降分は6月、12  
月にそれぞれ0.025月分ずつ配分するものでございます。

それでは、議案書10ページにお戻り願います。

今回の改定では、適用時期の関係から2段階の改定となるものでございます。

第1条は、本年中の期末手当適用の部分で、第3条第4項では、改正前6月、12月  
とも、それぞれ100分の172.5としておりましたが、改正後では12月分を100分の177.5  
とすることにより、100分の5を引き上げ、年間100分の350といたすものでございま  
す。

第2条は、令和8年度以降の期末手当の部分でございまして、第2条の改正は、第  
3条第4項におきまして、年間の支給率100分の350を6月、12月とも等分にし、100  
分の175とするものでございます。

附則でございます。

第1条第1項は、この条例は公布の日から施行としますが、ただし書で第2条の規  
定は令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項は、第1条の改正規定

につきましては、令和7年12月1日期末手当の基準日に遡及して適用とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第2条は、第1条の改正規定は改正後の条例規定の内払いを規定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第96号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第6 「議案第97号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第6、議案第97号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、議案書12ページをお願いいたします。

議案第97号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議会議員の皆様の期末手当は、町の常勤の特別職と同様の規定でございますので、同様に改正するものでございます。

第1条は、本年中の期末手当適用の部分で、第6条第3項では、改正前6月、12月ともそれぞれ100分の172.5としておりましたが、改正後では12月分を100分の177.5とすることにより、100分の5を引き上げ、年間100分の350といたすものでございます。

第2条は、令和8年度以降の期末手当の部分でございまして、第2条の改正は、第6条第3項におきまして、年間の支給率100分の350を6月、12月とも等分にし、100分の175とするものでございます。

附則でございます。

第1条第1項は、この条例は公布の日から施行としますが、ただし書で、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。第2項は、第1条の改正規定につきましては、令和7年12月1日期末手当の基準日に遡及して適用とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

第2条は、第1条の改正規定は改正後の条例規定の内払いを規定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第97号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （今野善行君）

日程第7、議案第98号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長佐々木克敏君。

財政課長 （佐々木克敏君）

議案書の14ページをお願いいたします。併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第9号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第98号 令和7年度大和町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ6億356万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を154億4,150万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条債務負担行為の補正につきましては追加がありまして、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

第4条地方債の補正につきましては追加でございまして、第4表地方債補正によるものであります。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、令和8年度へ繰り越して執行する見込みのある事業につきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、3款2項物価高対応子育て応援手当支給事業につきましては、202万1,000円でございます。

6款1項たいわ暮らし応援商品券事業につきましては、1億4,843万8,000円でございます。

次に、議案書の18ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正追加でございます。18ページから26ページまでの111の事業につきましては、本年度中に契約締結等をいたしまして、令和8年度開始早々から業務等を行う事業でございます。それぞれの事業の説明につきましては、数が多いことから割愛させていただきますが、表の上段に期間の欄がございまして、令和7年度

から8年度までと記載している事項が86件ございます。また、令和7年度から8年度以降となっている事項が25件でございます。これらの事業につきまして、令和7年度中に発注調達行為を行うため、債務負担行為についてのご承認をお願いするものでございます。

次に、議案書の27ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、デジタル活用推進事業債1,210万円の追加をお願いするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書（第9号）の3ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金につきましては、3,401万9,000円を追加、4節児童福祉費負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費としまして5,082万6,000円の追加、未熟児養育医療費は28万円の減額でございます。

次に、16款2項1目総務費国庫補助金3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、氏名の振り仮名の法制化に伴う戸籍情報システムの改修に対する補助金297万円の追加、5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、国の補正予算が成立したことを受け、本町におけます交付金1億9,880万3,000円を追加するもの。同じく2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては、妊婦のための支援給付費4万8,000円の追加、4節物価高対応子育て応援手当補助金につきましては、物価高騰への対応といたしまして、子育て世代に対しゼロ歳から高校生年代までの子供1人当たり2万円を支給するための費用に対する補助金といたしまして、9,376万6,000円の追加であります。同じく4目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業の確定によりまして295万1,000円を減額するもの。同じく8目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、1億4,615万円の追加でございまして、町道の舗装工事のほか、高齢者インフルエンザ予防接種費助成、小中学校の給食費の無償化等に充当する予定としております。

次に、17款1項2目民生費県負担金3節児童手当負担金につきましては、460万2,000円を追加、4節児童福祉費負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費としまして、1,489万6,000円の追加、未熟児養育医療費は14万円の減額でございます。

4ページに入りまして、17款2項1目民生費県補助金3節児童福祉費補助金につきましては、それぞれの実績見込みによりまして増額及び減額するもので、全体といたしましては496万3,000円の増額でございます。同じく3目農林水産業費県補助金1節

農業費補助金につきましては、農地集積・集約化対策事業費として2,376万4,000円を追加するもの。

次に、18款1項2目利子及び配当金につきましては、防衛施設周辺調整交付金基金の利子5万1,000円を追加するものであります。

次に、19款1項4目ふるさと寄附金2節企業版ふるさと寄附金につきましては、100万円を追加するもの。

次に、20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして3,231万7,000円を追加するもの。同じく7目学校教育振興基金につきましては、23款にありますデジタル活用推進事業債の活用により、870万円の減額を行うものであります。

次に、21款1項1目繰越金につきましては、見込みで計上しておりましたが、額が確定しましたので実績に合わせるものでございます。

次に、22款5項2目雑入2節雑入につきましては、自治総合センターコミュニティ助成事業につきましては、実績見込みによりまして280万円の減額。最終処分場周辺地域環境整備事業費につきましては、888万5,000円を追加するもの。県後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、214万1,000円を追加するものでございます。

次に、23款1項2目教育債、同じく5目衛生債につきましては、デジタル活用推進事業債といたしまして、合わせて1,210万円を追加するものであります。

歳入は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは引き続きまして、事項別明細書6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。2節から4節までは人件費の調整などを行うものであり、本年4月から現在までの人事異動による配置替え及び給与条例の一部改正の反映、給料の1月1日の昇給や手当支給要件の異動、休職・休業等の調整を行った結果の補正額となるものでございます。以下、1節から4節のうち、一般職の人件費及び会計年度任用職員の報酬及び給料等の人件費、8節のうち、会計年度任用職員の通勤手当に関しましては同様となりますので、特別の事情がある場合を除き、一般会

計から特別会計までの説明を省略させていただきます。

なお、3節の時間外勤務手当につきましては、給与条例の一部改正の反映及び職員の育休などに伴います追加措置となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 （今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 （佐々木克敏君）

次に、3目財政管理費でございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、償還金といたしまして令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の返還金872万1,000円の追加をお願いするものであります。

以上でございます。

議長 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

続きまして、6目企画費でございます。企画管理費でございますけれども、こちらは18節の宝くじの収益を活用し、100%の補助事業で財団法人自治総合センターを通して町内各行政区の集会施設への備品等の購入事業を行っておりますが、今年度は鶴巢下草等3団体を申請しておりましたが、下草地区1団体が該当となりましたことから、残りの2団体分につきましては減額措置をするものでございます。なお、この減額された2団体につきましては、改めて来年度申請するものでございます。この補助事業は来年度申請ということでございますけれども、前年度申請のあったところは優先で補助が受けられるということの制度となっておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

次に、防衛施設周辺整備対策費は、24節で同基金に利子分を積立てするものでございます。

続きまして、ふるさと寄附事業につきましては11節でございますが、企業版ふるさと納税の推進を図るため、七十七銀行を通して企業版ふるさと寄附事業があった場合に仲介手数料として、税込み10%分の手数料を科目設定として予算措置をお願いする

ものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

税務課長青木 朋君。

税務課長 (青木 朋君)

続きまして、8ページをお願いいたします。

2款2項2目賦課徴収費の12節は、令和7年の税制改正により、大学生年代の19歳以上23歳未満を対象とした特定親族特別控除が創設されたことに伴いまして、今後、各事業者から提出されます給与支払い報告書の様式に新たな記載欄が追加されますことから、その内容を読み込みするOCR機器の設定を改修する費用といたしまして、157万3,000円を追加でお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

事項別明細書9ページをお願いいたします。

8節は、パートタイム会計年度任用職員の本年度の勤務実績見込みによります通勤手当調整に伴う減額でございます。

12節は、氏名の振り仮名記録対応システム改修に係る業務委託料及びマイナンバー関連申請書自動作成システム構築運用に係る管理委託料でございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 (早坂 基君)

続きまして、3款民生費でございます。

10ページをお願いいたします。

1 項 1 目社会福祉総務費の 3 節は、相談業務などの事務量等の増加によります職員の時間外勤務手当の増額。27 節は、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金といたしまして、人件費調整分の増額でございます。同じく 2 目老人福祉費の 10 節の消耗品費は、100 歳の特別敬老者及びその家族への記念品に係るものですが、特別敬老者が 14 名から 11 名に 3 名減となったことによります減額と、印刷製本費につきましては、高齢者外出支援事業のタクシー利用助成券の増版に伴います増額。11 節は、敬老事業の執行見込みによります各種郵便代と敬老祝金振込手数料の減額。18 節は、となりぐみ生き生きサロン、敬老事業の支援をいたします地域福祉活性化事業費補助金と老人クラブ補助事業の執行見込みによります減額。19 節は、敬老祝金の執行見込みによります減額。27 節は、介護給付費、地域支援事業費、人件費に係る町負担分を介護保険事業勘定特別会計へ繰り出しをいたすため増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3 目国民年金費 12 節は、特定親族特別控除制度創設に伴います国民年金事務システム改修に係る業務委託料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、4 目障害者福祉費でございます。

11 ページをお願いいたします。

19 節は、障害福祉サービス給付費等の支出見込みの調整によります増額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費。11ページでございます。

27節は、後期高齢者医療特別会計への繰出金としまして、人件費調整分、事務費分の増額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長（小野政則君）

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。

12ページをお願いいたします。

3節につきましては、時間外勤務手当としまして人事院勧告以外に枠外として103万5,000円をお願いするものであります。19節につきましては、未熟児養育医療費について増額をお願いするものでございます。

2目児童措置費でございます。3節につきましては、妊婦のための支援給付交付金事業と物価高対応子育て応援手当支給事務に係る時間外勤務手当をお願いするものであります。10節、11節、18節につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事務に係りますコピー用紙等の消耗品、封筒等の印刷製本、通知書等の郵便料、口座振込の手数料、応援手当の交付金について予算の措置をお願いするものであります。

今回の物価高対応子育て応援手当支給事業の概要については、別紙の議案説明資料にてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

物価高対応子育て応援手当支給事業について。

1としまして、事業の目的でございます。物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援するという国の方針に基づき、物価高対応子育て応援手当を支給するものであります。

2としまして、事業の内容でございます。児童手当を受給している世帯に対し、応

援手当を給付するものであります。

1) としまして、支援対象者としましては令和7年9月30日現在で児童手当支給対象児童を養育する父母等でございます。令和7年10月1日以降、令和8年3月31日までに出生した児童を養育する父母等でございます。なお、公務員等につきましては、所属庁が支給対象者であると証明した上で、ご本人が居住市町村に申請するものであります。

2) としまして、対象児童の見込数でございます。見込数は、公務員の児童及び令和7年10月1日以降令和8年3月31日までの新生児も含めまして4,650人を見込んでおります。

給付額につきましては、1当たり2万円としております。

4) としまして、実施のスケジュールでございます。令和8年1月中旬に支給対象者に案内チラシを送付いたしまして、給付を希望しない場合には申出書を個別に送付させていただきます。令和8年2月中旬に児童手当登録銀行口座等へ振り込みを行うものであります。公務員につきましては、本人申請の上、随時支給するものであります。また、新生児につきましても、出生届の提出時に申請をいただき、随時支給するものであります。

5) としまして、事業費でございます。歳入につきましては、16款2項2目4節民生費国庫補助金でございまして物価高対応子育て応援手当補助金、事業費としまして9,300万円、事務費としまして76万6,000円を見込んでおります。歳出につきましては、3款2項2目3節につきましては、職員手当としまして時間外勤務手当6万円。10節需用費としまして消耗品費2万2,000円、印刷製本費として9万8,000円。11節役務費につきましては、通信運搬費30万7,000円、手数料として27万9,000円。18節交付金としまして9,300万円を見込んでおります。

それでは、事項別明細書に戻っていただきまして、次に、19節につきましては児童手当について増額をお願いするものであります。

続きまして、3目母子福祉費でございます。11節の通信運搬費につきましては、医療費の支給決定通知に係る郵便料。手数料につきましては、口座振込に係る手数料をお願いするものであります。

次に、4目保育所費でございます。

13ページをお願いいたします。

11節につきましては、通信運搬料としまして保育所関連の郵便料をお願いするものであります。12節につきましては、認可保育所の運営に係る委託料をお願いするもの

であります。18節の負担金につきましては、地域型負担金としまして小規模保育事業、事業所内保育に係るもの、施設型負担金については、認定こども園等の運営に関するものとなります。22節につきましては、令和6年度の補助金確定に伴います償還金となります。

5目につきましては、人事院勧告分となります。

以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

続きまして、事項別明細書14ページ下段をお願ひをいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。3節のうち、職員の時間外勤務手当につきまして人事院勧告に基づく補正に加え、困難ケース対応などによる業務の増加によりまして職員の時間外勤務が増加しております。予算の増額補正をお願ひするものでございます。

15ページをお願ひをいたします。

27節は、下水道事業会計での物価高騰に対応した生活支援事業の実施に要する費用として繰出金を措置するものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、2項1目廃棄物処理費1節及び8節は、令和8年4月施行予定の粗大ごみ処理手数料改正に伴います廃棄物減量等推進会議の開催により、不足が生じる見込みとなったため、報酬及び費用弁償を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

それでは、16ページから17ページにかけてになります。

続きまして、5款1項3目農業振興費でございます。

17ページの18節補助金、農地集積・集約化対策事業費につきましては、吉田沢渡地区におきまして、農地中間管理機構を通しました利用権の設定を行い、農地集積が進むことにより交付される地域集積協力金及び農地が集約し団地化されることにより交付される集約化奨励金でございます。

次に、4目畜産業費でございます。18節補助金、畜産業購入飼料費臨時支援事業費につきましては、国際情勢の変化、円安ドル高の影響等により、輸入に依存しております配合飼料の価格が高騰等を続けており、畜産農家の経営を圧迫していることから、町内在住の畜産農家に対しまして酪農家2件、飼養頭数62頭及び肥育農家5件、322頭分につきましては、1頭当たり1万円を、繁殖農家8件、43頭分につきましては、1頭当たり5,000円の支援を行うための予算をお願いするものでございます。

次に、5目農地費でございます。11節手数料につきましては、鶴巣地区新最終処分場関連の西川地区耕作道等整備事業土地売買契約に伴う印紙代で、12節業務委託につきましては、もみじヶ丘ため池支障木伐採に係る費用、測量設計施工監理委託につきましては、防災重点農業用ため池整備基本設計業務設計書作成、報恩寺地区農業用水利施設実施計画策定業務、鶴巣幕柳地区ため池改修工事設計書作成業務の事業費確定により542万5,000円の減額。併せまして、西川地区耕作道等整備事業に伴う土地分筆登記を委託する費用254万1,000円をお願いするものでございますが、総体的には288万4,000円を減額するものであります。16節公有財産購入費は、西川地区耕作道等整備事業に伴う事業用地の土地購入費でございます。27節繰出金は、物価高等対応事業に要する費用の農業集落排水事業分を下水道事業会計へ繰り出しするものでございます。

次に、2項1目林業振興費でございます。12節業務委託は、大平桑沼、高倉線などの林道除草業務の事業費確定による減額。

18ページをお願いいたします。

14節工事請負費は、林道滝ノ原蘭山線の舗装新設工事の事業費確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長（星 正己君）

続きまして、6款1項2目商工振興費でございます。たいわ暮らし応援商品券事業費でございます。事業の詳細につきましては、別紙議案説明資料でご説明いたします。

資料1ページをお開き願います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、町内店舗で使用できる地域商品券を町民の方1人当たり5,000円分を配付するものでございます。

経費の内訳でございます。

10節需用費。こちらは印刷費用として商品券、送付用封筒、チラシ、ポスターを見込んでございます。11節役務費。送料料金、こちらは簡易書留等の記録確認ができるものを想定してございます。12節業務委託。こちらはチラシ、それから商品券の封入業務でございます。18節補助金。こちらは商品券の取扱補助金として換金、こちらは商工会を想定しておりますが、その換金手数料等の経費を1%見ているものでございます。現在、11月末日で2万7,909人おりますので、補助金につきましては2万8,000人分で予算措置をさせていただきます。

配付方法につきましては、世帯主宛てとしまして、内訳として配付者の名簿を添付する予定でございます。

対象店舗につきましては、くろかわ商工会の大和支部加入店舗及びそれ以外にも商工会のほうに営業を展開していただいて、今加入している店舗以外にも使用できるよう努力していただくようお願いする予定でございます。

スケジュールにつきましては、本日可決いただきましたら、まず印刷物の業務委託、それから封入作業の業務委託、こちら年明け早々に契約をいたしまして、発送時期については今のところ3月中旬以降を想定しておりますが、こちらの契約をしてからそれぞれ印刷業者、封入業者等スケジュールを確認しまして、できるだけ詰められればこちらは早めていきたいなというふうに考えてございます。

使用可能期間につきましては、なるべく長く設定したいので来年の9月30日までということで、先ほど繰越し承認のほうも頂戴したところでございます。

すみません、事項別明細書のほうにお戻りください。

10節需用費、11節役務費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金につきましては全て、たいわ暮らし応援商品券に係る経費でございます。

3目観光費は、財源調整によるもの。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

引き続き説明をお願いします。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。

19ページをお願いいたします。

27節は、水道事業会計の物価高騰対策等に係ります繰出金でございます。

次に、2項1目道路維持費の15節は、町道維持管理費の原材料費で計上しておりました、町道幕柳大平線既存側溝へのコンクリート蓋購入費用を新最終処分場関連事業として実施するための予算の組替えをお願いするとともにその差額分をお願いをするものでございます。17節は、ウッドチップ購入費の確定に伴います減額でございます。

続きまして、3項1目河川費の17節は、ラジコン式除草機械購入費の確定に伴う減額でございます。

20ページをお願いいたします。

4項2目下水道費の27節は、下水道事業会計への物価高騰対策に係る繰出金でございます。

4目土地区画整理費の27節は、吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

続いて、5項1目住宅管理費でございます。10節は、下町住宅1号棟及び蔵下住宅1号棟、各1室の流し台の交換及びクロス壁塗装等の修繕に要します費用を、11節は

町営住宅明渡し請求に係ります郵券費用等についてでございます。12節は、町営住宅明渡し請求訴訟に係る弁護士費用等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

続きまして、21ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。

9款1項2目事務局費につきまして3節の時間外勤務手当ですが、41万2,000円のうち33万6,500円は、職員の病気休暇対応等による補正をお願いするものでございます。7節報償金は、（仮称）大和町立小学校適正配置等検討委員会設置に係ります委員の報償金でございます。17節備品購入費は、株式会社ヤマザワ様から学校備品購入の目的寄附がございましたことから、学校の大型提示装置の更新を行うものでございます。

次に、2項1目学校管理費でございます。こちらには小学校事務補助員またはプール監視員等がございます。猛暑によりまして夏休みのプール開放を中止といたしましたのでプール監視員に係ります、1節、8節及び11節の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは、23ページをお開き願います。

9款4項社会教育費4目まほろばホール管理運営費でございます。17節備品購入費であります。当初予算で計上しておりました、まほろばホール窓口使用のレジスターにつきましては、ほかの施設を含めた施設使用料等、キャッシュレスの具体化に向けた検討が始まり、見送りとして減額補正をするものでございます。次年度以降にキャッシュレス対応レジスター購入をお願いしたいものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。7節の報償費は、各教育ふれあいセンター体育館等の利用回数が増加したことにより、巡視員の賃金に不足が生じる見込みとなりましたことから、16万5,000円の追加をお願いするものでございます。14節の工事請負費は、各教育ふれあいセンター体育館におけます休日夜間の施錠管理につきまして、今後、巡視員の確保が困難と想定されるため、令和8年度からスマートロックシステムを導入し利便性の向上を図る方針としており、導入に当たり事前に機器の設置が必要となりますことから、基金の設置工事費69万3,000円の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議案第98号 令和7年度大和町一般会計補正予算の説明につきましては、以上でございます。

議長（今野善行君）

以上で議案第98号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番馬場良勝君。

9番（馬場良勝君）

それでは、お尋ねをします。

まず一番最初なんですが、今回、18ページの6款1項2目18の応援商品券事業費にかかってくるんですが、まず大前提としてこれのほかに、要は何か商品券以外で、例えば他地域だと電子クーポンとかそういうのもあったんですけど、ここに至った経緯っていうんですか、政策的にこれを選んだ経緯を教えてくださいなと思います。

それから、これまでは販売型だったかと思うんです、商品券に関しては。これをプッシュ型にした理由をお尋ねしたいと思います。

それから、世帯主宛てというふうに先ほどご説明があったかと思うんですけども、どうしてもそこから漏れる方が出てくるのではないかと、例えば別居していたり離れて

暮らしている方にとっては直接行かないですよ。世帯主に行くわけですから。例えば、何か例えですけれどDVでほかのところに行っているとか、そういう方にとっては行かないですよ、直接ね。行く可能性もありますけれども。その辺をどのようにお考えなのか。要は漏れる方が出てくるのではないかと思うんですけれど、お尋ねをしたいと思います。3点。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長（星 正己君）

まず最初に、この商品券を選んだ理由でございますが、電子クーポンにつきましては、いわゆる受け入れる商店側のほうの体制も重要となってきますので、他自治体でみやぎポイントでやっているところもあったので、そういったところも検討はしたんですけれども、今の現状を考えますと、まず商品券でやるのが当町の場合は有効だろうということで、今回商品券ということで考えさせていただきました。

販売型とプッシュ型どちらがいいかということなんですが、今までの販売型ですとセット数が決められていて、皆さんに行き渡る形ではないという。なので、今回は全世帯いわゆる1人当たりで配付しますので、今回はプッシュ型のほうがいいだろうということで、今回この形を取らせていただきました。

それから、今おっしゃいましたがその別居というところは、ちょっとうちのほうでもなかなかそこまで知り得る情報がないというところがありますし、あと戻ってきたものについては、こちらで後追いの調査をして再発送をすることで考えておりました。また、県外に転出とか県内に転出とかいろいろなケースがあると思いますので、その辺のちょっとルール決めは今からしていこうかなと思いますが、戻ってきたものについては調査をして再発送をするということで検討しております。

以上でございます。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9番（馬場良勝君）

では、この商品券プッシュ型にすることによって事務的な金額、経費は増えるのか

減るのか。枚数が増えるから増えるという理解でいいのかと思うんですけども。その辺と、それから5,000円がどれだけ応援になるかという部分が出てくるかと思うんです。物価高騰相当いろんなものに対して物価高騰なんですけれども、この5,000円がどうしても町民二万数千人いると薄くなっちゃう感じがするんです。これは町長も多分ご理解いただけるかと思うんだけど、薄くなった分、ほかにも後ほど議案で出てくるかと思うんですけど、いろいろされるかと思うんですけど。その辺、もう少し何かほかのやり方とか、いろいろあったのかな。ただ、時間がなかったという部分もあるかと思うんですけど。もうちょっといろいろ考えてみてもよかったのかなという部分があるので、それについてはご答弁は結構ですけれども。あともう一つ、もらえない方がどうしても私は出てくるのではないかという部分があるので、そんなに多くないのかもしれませんが、その辺に対する考えというのを、やっぱりある程度思いをはせていただかないといけないのかなとも思いますので、いま一度その2つだけご答弁いただきたいと思います。

議長（今野善行君）

商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長（星 正己君）

まず、その5,000円の在り方なんですが、基本的に限られた財源の中でということになると思うんですけども、いろんな自治体で、例えば1万円とか金額が出ていますが、自治体によってはその世帯で1万円というところもありますので、それに比べればうちのほうとしては1人5,000円という配付なので、例えば3人世帯であれば1万5,000円ということなので、そこを一概に同じように比較はできないかなというふうに考えております。

それから、先ほど言いました届き得ない場合の対処というのはちょっと内部で、いろんなケース考えられると思うので、今すぐにどういった形でという回答はできませんが、何かしらの対応は考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 (馬場良勝君)

せっかくやるんですから、漏れる方がないように配慮をしていただければなとは思っていますので、いろいろ事務的に本当に大変かと思うんですけども、皆さんに行き渡るようにしっかり取り組んでいただければと思いますので、答弁は結構です。

以上で終わります。

議長 (今野善行君)

ほかにありませんか。4番平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

私も関連で商品券の配付についてでございますが、私の分は内容に関しては周知に納得しておりますので、これからも含めた上で、コロナもしくは今回の物価のときに、もしこういうものが国の施策として自治体のほうに配られるということが今後もあり得るケースだと思うんです。そのときに一番大事なのは、やっぱり町民への伝達であったり、アピールであったり、そのスピーディーさが一番大事だと思ったときに、今回の経験も踏まえて、この商品券をずっとやるというようなことであるかどうか。例えば次、来年も同じような形になった場合、同じようなケースで、いわゆるお考えがあるのか、それともこの今回、一応4月1日から使えるような形で3月の中旬を目標にっていうんですけど、そこはもう委託業者もありますので、何とか早くやってくれという形でスピード感を大事にするのはそうなんですけれども、これ今回限りではないと思うので、そこの見通しがあるのかどうか教えてください。

議長 (今野善行君)

商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長 (星 正己君)

事業の考え方はちょっと私のほうではないと思うんですけども、今後、同じように商品券やった場合の回答なんですけど、公金給付の支給、いわゆる地域の商品券という用途でなければ、直接そのマイナポイントにひもづけする、口座のほうに振り込むという方法も今後あるのかなというふうに担当課としては考えています。多分全体的な回答にはならないと思うんですけど。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

継続してやっぱりあり得る事業であろうというふうに思っております。特に今年度、宮城県では仙台市が思い切って、みやぎポイントを使った配付を行いました。私も理想的な一つであろうというふうに思う中、各個人個人に届く中で、スマホ1台に対してマイナンバーカード1枚の登録が必要な中、まだ電話を持たない幼児、子供のことをどうするのか。また、あと世帯主に渡した場合に、本当に必要とされる子供さんなり奥さん方に届くのか、また、店なりで使用できるところのチャンネルを増やすという努力も必要であるなという中で検討はいたしました。ちょっと時期早尚という判断をいたしました。今後のところでスピード重視で考えた場合、非常に有効な手段であろうというふうに思いますので、何らかの形でこのポケットサインの普及も含め、進めてまいりたいと、準備を進めてまいりたいというのが今現在の考え方でございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

仙台市も含めて、名取市だとなとポイントであったり、あとは白石または気仙沼もやっていると思うんですけど、本町の場合、大衡村のほうでもお話聞いたんですけども、やはりそういうみやぎポイントに関しては検討はやっぱりあったと。ただ、高齢者なり、まだ普及がしていないということで今回諦めてスピードにというようなことで決めたと思うんですね。一番今回なんか前回のコロナのことも踏まえて、つながってない気がします。本来ならば、前回コロナ期のときは私この立場は頂戴していませんが、各口座に振り分けるということでマイナンバーカードの普及を絡めた上の施策を国も打ったと思うんです。今回に関しては、そこが生かされていないというか、そこになぜひもづけられなかったのかというのが疑問で、そこにもう送付という形を取ればそこまでの手続なり、委託をする上での期間とかもあったと思うんですけど、

今後ポイントも含めた上で、いろんなやり方もあると思いますので、今回を機にもう一度立ち返って、もう次の夏なり冬なりにもう1回来るかもしれないということ予測をしていただいて、適正な使い方も含めた上で検討していただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

振込となった場合の銀行さんの振込手数料も上がっている背景もございます。そういった意味で、せつかくの国からの支援金、また手数料等々は直接一般財源から取り崩さなきゃない中、そういった手数料も抑えるという考え方も一つある中で、どういったやり方が今後一番有効であるのかというのは、将来を見据えた中で準備もしていく必要がある内容だと思いますので、いただいたご意見も参考にさせてもらいながら今後の制度設計に生かしていきたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

ほかにありませんか。11番渡辺良雄君。

11 番 （渡辺良雄君）

事項別明細書の7ページ。コミュニティ事業で280万円ほど、来年回しにということなんですけれども、大きな金額で、何ていうんですか、頂けるものは早く頂きたいというのは私なんかの感覚としてはそうなんです、何で来年回しになったのか理由をちょっとお尋ねをしたいなというふうに一つ思います。

それから、教育総務課の21ページで、学校適正化審議会追加ということなんですけれども、これ何で審議会が追加になったのか何か理由があったのか、その辺の理由をちょっとお聞きできればなというふうに思います。

以上2点お願いします。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

それでは、渡辺議員のコミュニティ助成事業の減額の理由でございますけれども、この原資といいますのが宝くじの収益事業ということで、3年ぐらい前ですと3団体ぐらいまでは行けたんですけれども、そこは宝くじの配分が市町村に回ってくる分がどんどん減っているような形でということで、ただ、申請あったところは説明したとおり、来年度申請すればそこに優先権ありますのでということで少しお待ちいただくというような形でということでございますので、どうぞご理解のほうをよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

それでは、渡辺議員のご質問にお答えいたします。

現在、（仮称）大和町立小学校適正配置等検討委員会の要綱を今つくっております。可能であれば来年の2月からこの委員会の第1回目を開催したいということで考えておりました。それに向けまして今回補正予算をお願いしまして、今後、委員のほうを集めていきたいというふうに考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。（「理解しました」の声あり）

議 長 （今野善行君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようでありますので、以上で質疑を終了といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8「議案第99号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第99号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書28ページをお願いいたします。

議案第99号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億150万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,454万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務負担をする行為をすることのできる事項、期間及び限度額は、第2表によるものでございます。

議案書30ページをお願いいたします。

第2表でございます。

債務負担行為は、システム保守、国民健康保険税通知書等の印刷・発送、子ども・子育て支援金制度システム導入業務、特定保健指導、保健事業、特定健康診査等の業務、計7件となり、期間はいずれも令和7年度から8年度となるものでございます。限度額は記載のとおりでございます。

事項別明細書44ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目1節は、歳入歳出予算の調整による普通交付金の増額でございます。

6款1項1目3節は人件費調整として一般会計からの繰入金でございます。

7款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

45ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項2目18節はオンライン資格確認等運営負担金額確定により減額するもの  
でございます。

2款1項1目18節は、今年度の給付見込みにより、療養給付費を増額するもの  
でございます。

4款1項1目11節は、糖尿病性腎症重症化予防事業に係る医師の保健指導指示書の  
作成手数料について、当初見込み分では不足する見通しであるため増額するもの  
でございます。

46ページをお願いいたします。

6款1項3目22節は、前年度分の保険給付費等交付金確定に伴う精算として償還金  
を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第99号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （今野善行君）

日程第9、議案第100号 令和7年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）、53ページからになりますが、こちらにつきましてもご準備をお願いいたします。

議案第100号 令和7年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,836万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,831万1,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、32ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の追加は、33ページの第2表債務負担行為補正によるものでございます。

33ページ、第2表債務負担行為補正をお願いいたします。

債務負担行為をお願いする事項につきましては、介護保険台帳システム保守業務をはじめとしまして、4項目を追加し、令和8年4月1日から業務等が開始される事項につきまして、本年度中に発注行為を行うものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の53ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、令和7年度の介護給付費の居宅介護

サービス及び介護予防サービス給付等費等の調整によります現年度分の介護給付費に係ります国庫負担金を増額するものでございます。

同じく第2項1目調整交付金につきましては、現年度分の介護給付費に係ります調整交付金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防等に係る現年度の地域支援事業に係ります交付金を増額するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分の介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。

同じく2目地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、県からの現年度分の介護給付費に係ります負担金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく3項1目地域支援事業交付金につきましては、現年度分の地域支援事業に係ります県補助金を増額するものでございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金につきましては、一般会計から町負担分といたしまして、1節は介護給付費の繰入金の増額を、2節は職員の人件費調整による増額を、4節は地域支援事業繰入金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく2項1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金からの増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の3節は、相談業務などの事務量の増加に伴います職員の時間外勤務手当の増額。12節は介護報酬改定のシステム改修に伴います増額をお願いするものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、3目居宅介護サービス計画等費の18節につきましては、それぞれの介護サービス給付費等に要します負担金の本年度上半期の実績から試算をいたしました本年度の支出見込みによります増額をお願いするものでございます。

56ページをお願いいたします。

同じく2項1目高額介護サービス等費、同じく3項1目介護予防サービス給付等費、4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、同じく2目介護予防ケアマネジメ

ント事業費の18節につきましては、それぞれのサービス給付費等に要します負担金の本年度上半期の実績から試算しました本年度の支出見込みによります増額をお願いするものでございます。

次に、4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費でございます。

57ページをお願いいたします。

3節は、相談対応困難ケース対応の事務量の増加に伴います職員の時間外勤務手当の増額を、同じく4項1目任意事業費の12節は、高齢者配食サービスの執行見込みに伴います減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第100号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第10「議案第101号 令和7年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第10、議案第101号 令和7年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長佐々木克敏君。

財政課長（佐々木克敏君）

それでは、議案書の34ページをお願いいたします。

議案第101号 令和7年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、債務負担行為の設定でありまして、第1表によるものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為でございます。

宮床財産区用務員業務につきましては、宮床基幹集落センターの施設利用の受付業務や清掃等の業務につきまして、本年度3月中に発注調達行為を行う必要があることから、債務負担行為についてのご承認をお願いするものでございます。

限度額につきましては36万円をお願いするものでございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第101号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第11「議案第102号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第11、議案第102号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書36ページをお願いいたします。

議案第102号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ658万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,278万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表によるものでございます。

議案書38ページをお願いいたします。

第2表でございます。

債務負担行為は、保険料通知書等の印刷・発送業務、子ども・子育て支援金制度、システム導入業務の2件となり、期間はいずれも令和7年度から8年度となるものでございます。

限度額は記載のとおりでございます。

事項別明細書65ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節は、一般会計からの事務費繰入金として人件費分及び事務費分を増額するものでございます。

4款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

66ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目18節は、県後期高齢者医療広域連合納付金として、出納整理期間中に徴収した前年度の保険料分の納付金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第102号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第103号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業  
特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第12、議案第103号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書39ページをお願いをいたします。

議案第103号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,424万7,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案書40ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回お願いいたします補正につきましては、人件費の調整によります歳入歳出それぞれの増額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第103号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13「議案第104号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第13、議案第104号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

それでは、議案書41ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の令和7年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）もお願いいたします。

議案第104号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、総則であります。令和7年度大和町下水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和7年度大和町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款下水道事業収益に110万6,000円を増額し、合計9億1,757万2,000円に。その下段、1 項営業収益には2,617万3,000円を減額し、合計4億6,807万2,000円に。その下段、2 項営業外収益には2,727万9,000円を増額し、合計4億4,950万円とするものでございます。

支出であります。

1 款下水道事業費用に833万円を増額し、合計9億1,575万4,000円に。その下段、1 項営業費用に548万7,000円を増額し、合計8億7,416万7,000円に。その下段、2 項営業外費用に284万3,000円を増額し、合計3,951万円とするものでございます。

次に、第3条債務負担行為であります。予算第5条に定めました債務負担行為の事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものであります。追加となります事項といたしましては、消費税申告業務のほか、42ページをお願いいたします。大和町内自家用電気工作物保安管理業務（下水施設）まで記載の8項目となりまして、いずれも令和8年4月早々から業務開始となるものでございます。事務処理につきまして、令和7年度期間内に行う必要がございますことからお願いするものでございます。なお、期間及び限度額については記載のとおりでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。（1）職員給与費につきまして、3,859万7,000円とするものであります。

第5条は、他会計からの補助金となります。予算第10条中、3億4,523万5,000円を3億7,140万8,000円に改めるものであります。

続きまして、令和7年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）、77ページ、令和7年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。詳細につきましてはこちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款下水道事業収益1 項営業収益1 目使用料、節の下水道等使用料につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生交付金等を活用し、官公署を除く住民及び事業者の下水道使用料の基本料金を令和8年1月使用分及び2月使用分を減免するものでございます。なお手続につきましては、条例によりまして申請は不要とし、請求時に基本料金を差し引く方法で実施するものとしてございます。

また、その負担につきましては、今回の事業が町の施策でございますことから、下水道事業会計の影響などを考慮し、一般会計からの補助金による負担するものとして

ございます。なお、今回の減免につきましては令和6年度で実施した内容と同様となっているものでございます。2か月分の基本料金減免予定額といたしましては、2,617万3,000円を減額するものでございます。

2項営業外収益2目他会計補助金、節の一般会計補助金は、減免相当分2,617万3,000円につきまして、一般会計補助金として増額するものでございます。

3目長期前受金戻入、節の長期前受金戻入は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽事業それぞれ実績見込みによります増額となるものでございます。

78ページをお願いいたします。

支出であります。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費、節の給料、職員手当、法定福利費、給与引当金繰入額は、職員人件費の調整。旅費はマンホールポンプ更新に伴います工場検査に要します費用でございます。

2目処理施設等費、節の給料、職員手当、法定福利費、賞与引当金繰入額は、職員人件費の調整。備消耗品は公用車のタイヤ購入に要する費用で、動力費からの組替えをするものでございます。

79ページをお願いいたします。

3目浄化槽費、節の給料、職員手当、法定福利費、賞与引当金繰入額は、職員人件費の調整。負担金は、宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会の負担金に要する費用でございます。

6目減価償却費は有形無形固定資産の取得によります増額となるもの。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、節の企業債利息は企業債借入れに伴います増額となったものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第104号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第14「議案第105号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第14、議案第105号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。

併せまして、別冊の令和7年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第4号）もお願いいたします。

議案第105号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、総則であります。令和7年度大和町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和7年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款水道事業収益に1,492万7,000円を増額し、合計9億9,637万6,000円に。その下段、1 項営業収益には2,717万2,000円を減額し、合計7億9,389万8,000円に。その下段、2 項営業外収益には4,209万9,000円を増額し、合計2億247万8,000円とするものでございます。

支出であります。

1 款水道事業費用に1,901万4,000円を増額し、合計9億9,627万7,000円に。同じくその下段、1 項営業費用にも同額を増額し、合計9億7,739万8,000円とするものでございます。

続きまして、第3条は債務負担行為であります。予算第5条で定めました債務負担行為の事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものであります。

追加となります事項といたしましては、水道事業庁舎自動ドア保守点検業務のほか、

44ページをお願いいたします。料金・会計・マッピングシステム賃借料までの記載の14項目となりまして、いずれも令和8年4月早々から業務開始となるもので、事務処理を令和7年度内に行う必要がありますことから、お願いするものでございます。なお、期間及び限度額は記載のとおりとなっております。

45ページをお願いいたします。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。（1）職員給与費につきまして、4,210万8,000円とするものであります。

第5条は、他会計からの補助金となります。予算第10条中8,236万5,000円を1億1,293万1,000円に改めるものであります。

続きまして、令和7年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第4号）、84ページ、令和7年度大和町水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。詳細につきましては、こちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収入となります。

1 款水道事業収入 1 項営業収益 1 目給水収益、節の水道料金につきましては、下水道事業会計と同様に国からの物価高騰対応重点支援地方創生交付金等を活用し、官公署を除く住民及び事業者の水道料金の基本料金を令和8年1月及び2月使用分を減免するものとなります。なお、手続につきましては、条例により申請を不要とし、請求時に基本料金を差し引く方法で実施するものでございます。なお、その負担につきましては下水道事業同様、町の政策でございますことから水道事業への影響も考慮し、一般会計からの補助金により負担するものとしてございます。なお、水道料金も下水道使用料と同様に、令和6年度で実施した内容と同様となっているものでございます。2 か月分の基本料金減免予定額といたしましては、2,917万2,000円を減額するものでございます。

3 目加入金、節の加入金は、実績見合いにより増額となるもの。

2 項営業外収益 1 目他会計補助金、節の一般会計補助金は減免予定額相当分及び旧簡易水道管理費分の金額の調整により増額。

3 目開発負担金、節の負担金は実績見込みにより増額となるものでございます。支出であります。85ページをお願いいたします。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目浄配水費、節の報酬は会計年度任用職員の報酬調整分、給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入額は、職員人件費の調整によるもの。委託料は、計量法により令和8年5月に満了期間となる量水器800個ほどご

ざいまして、令和8年度で実施するには期間が困難となるため、今回補正によりまして令和8年1月から3月までの期間において交換することとし、それに要する費用となります。光熱費及び動力費は、電気料等の実績見込みによります減額。修繕費は、委託料でご説明しました量水器交換に要する量水器購入代金であります。

3目総がかり費の旅費は、水道技術者管理者研修等の実績による減額。委託料は、宿日直業務の実績見込みによります減額となるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (今野善行君)

以上で議案第105号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年大和町議会12月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時55分 散 会